

## 東大阪市学校給食調理等業務（小学校）委託

### プロポーザル実施要領

東大阪市教育委員会

学校給食課

#### 1. 趣旨

この要領は、東大阪市学校給食調理等業務（小学校）委託に際し、適正に業務を遂行することのできる事業者をプロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

#### 2. 業務の実施にあたって基本的な遵守事項

学校給食法の目的を深く理解するとともに、東大阪市の学校給食の実施にあたり、安全・安心でおいしい学校給食を実施すること。

#### 3. 業務委託概要

- (1) 業務名 東大阪市学校給食調理等業務（小学校）
- (2) 業務内容 「学校給食調理等業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 令和7年9月1日～令和12年7月31日  
ただし、契約日～令和7年8月31日は、履行準備期間とする。

#### (4) 対象施設

単独調理校2校（市立石切東小学校・市立加納小学校）

名称	市立石切東小学校	市立加納小学校
住所	東大阪市上石切町2-8-30	東大阪市加納3-6-8
調理方式	ウェット方式	ウェット方式
施設	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
食数	463食/日	562食/日
R7配置人数 (見積書ベース)	5名（正社員3、パート2）	6名（正社員3、パート3）

※ 食数については、令和7年度見込み食数（令和6年10月1日付児童推計）教職員込み

※ 現在、調理等業務は委託済。今回は、委託事業者の再選定。

※ 調理等業務は、ドライ運用に努める。（仕様書10（4）-⑧）

- (5) 募集事業者 1事業者

#### (6) 契約保証金

契約にあたっては、契約保証金は免除とし、契約金額の100分の3以上を担保する履行保証保険に加入すること。

#### (7) 見積金額

見積金額については、下表範囲内で記入すること。

		金額（消費税及び地方消費税を含む）
石切東・加納小学校	契約上限価格	237,835,000
	契約下限価格	202,159,750

※委託料については、5年間合算の金額とする。

※最低賃金の伸び率も計算に入れ、算定すること。

※支払いは毎月末（ただし、8月を除いた11ヶ月）、業務を履行したことを確認した後、翌月に支払うものとする。

### 4. 応募資格

(1) 下記のすべての項目の要件をみたすこと。（応募資格の基準日は、提出書類一式の提出日とする）

- ① 令和6・7・8年度東大阪市入札参加有資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- ② 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- ③ 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外措置中でないこと。
- ④ 東大阪市暴力団排除条例に基づく暴力団等に該当しないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ⑥ 学校給食法の目的に沿い、学校給食が教育の一環として認識し、子どもたちのために安全・安心でおいしい学校給食の調理などが円滑に実施できる法人格を有する企業であること。
- ⑦ 特定給食施設において調理等業務受託の経験（実績）が3年以上（市内業者については2年以上）であること。
- ⑧ 学校給食業務の経験者を必ず必要数配置できること。
- ⑨ 大阪府下に支店又は営業所を開設していること。  
(本市契約課に府下営業所委任状の届出がない場合、「事務所開設届」、「事務所の賃貸借契約書」の写しなど開設が確認できる書類を提出のこと。)
- ⑩ 万一の事故発生に備えて、損害賠償を確実に担保できること。  
(なお、委託契約に際しては、万一倒産などがおこった場合の担保手段として、代わりに業務が実施できる企業を含めた3者契約を予定。業務代行者は、グループ会社以外で設定すること。)
- ⑪ 過去5年間、学校給食調理等業務において食品衛生法に基づく食中毒による行政処分を受けていないこと。
- ⑫ 過去5年間、学校給食調理等業務において、契約途中で契約を解除されたことがないこと。  
また、事業者自ら契約解除を行ったことがないこと。

- ⑬ 労働関係法令の違反がなく、また労働関係事案で有罪の確定判決がないこと。
- ⑭ 実施可能な提案を行い、すべての提案内容については必ず実施すること。  
(提案書記載の人員配置については、厳守すること。(増員は可))
- ⑮ 業務の代行を除き、本業務を第三者に委託、又は請け負わせないこと。

## 5. 応募者の無効または失格

- (1) 下記のいずれかに該当する場合は、応募の無効または失格とする。
  - ① 期限を過ぎて、所定の提出書類等が提出された場合
  - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ③ 資本関係または人的関係があるいわゆる同族業者同士の参加意思があった場合  
ただし、この場合はいずれか1者を残し他は失格とする
  - ④ 会社更生法などの適用を申請するなど、契約履行することが困難と認められる状態に陥った場合
  - ⑤ 書類提出後から選定結果の決定日までに、応募者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合
  - ⑥ 審査の公平性を害する行為を行った場合

## 6. 配布資料

### I 資料

- (1) 東大阪市立石切東・加納小学校学校給食調理等業務仕様書 (資料1)
- (2) 学校給食概要抜粋 (東大阪市教育委員会 令和7年4月作成) (資料2)
- (3) 東大阪市の学校給食調理の特徴について (資料3)
- (4) 五訂学校給食の衛生管理マニュアル  
(東大阪市教育委員会 令和3年9月作成) (資料4)
- (5) 学校給食予定献立表 (令和6年9月・12月・令和7年3月) (資料5)
- (6) アレルギー等除去食対応表 (資料6)
- (7) 東大阪市立学校給食調理等業務 (小学校) 委託事業者を  
選定するための評価基準 (資料7)

### II 様式

- (1) 参加意思表明書 (様式1)
- (2) 辞退届 (様式2) ※辞退の場合、6月19日(木)までに郵送またはEメール
- (3) 質問書 (様式3) ※6月2日(月)午後5時までにEメール又はFAX
- (4) 提案書 (様式4)
- (5) 会社概要 (様式5)
- (6) 企画書 (様式6)

- (7) 見積書 (様式7)
- (8) 現地見学会参加申し込み書 (様式8) ※5月28日(水)午後5時までにEメール又はFAX
- (9) 従業員継続雇用促進に関する確認書 (様式9)
- (10) 誓約書 (様式10)
- (11) プロポーザル参加資格確認結果通知書 (様式11)

## 7. 選定・参加手続

### (1) 参加申請

参加を希望するものは、次の書類を提出し、参加の資格審査を受けなければならない。

#### 【参加申請書類番号および書類名等】

番号	書類の名称	注意事項	様式
1	参加意思表明書	押印の省略が可能	様式1
2	誓約書		様式10
3	プロポーザル参加資格確認結果通知書	会社名を記入してください。	様式11
4	提案書類提出日前5年間に、学校給食調理等業務において、食品衛生法による行政処分を受けていないことがわかる証明書	行政処分を受けていないことを記載した内容の誓約書でも可	
5	760円分の切手を貼った 長3号封筒 (速達の簡易書留)	プロポーザル参加資格確認結果通知書の返信用封筒に使用しますので、宛名を記入しておいてください	

※各様式につきましては、ウェブサイトよりダウンロードしてください。

※様式1の押印を省略する場合は、真正性の担保が必要であるため「(3)書類提出」に記載の電話番号に事前に連絡をすること。

### (2) 選定方法

選定方式は、公募型プロポーザル方式により実施する。委託事業者の決定については、東大阪市教育委員会が設置する事業者選定委員会において、予め書類審査を行い、その書類審査における上位3事業者に対してヒアリング審査を行った結果、評価順位第1位の事業者を委託事業者とする。

尚、評価順位第1位の事業者が失格等の場合は、第2順位、第3順位の順で該当事業者を繰り上げるものとする。

応募事業者が1者のみの場合は、選定委員会において書類審査とヒアリング審査を行ったうえで、その事業者が委託事業者として適当かどうか決定する。

### (3) 書類提出

提出書類 「(1) 参加申請」の表に記載のもの  
提出期限 令和7年6月6日(金)午後5時まで  
提出方法 学校給食課に持参すること。  
提出場所 東大阪市教育委員会 学校教育部 学校給食課  
〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号  
東大阪市総合庁舎17階 電話直通:06-4309-3276

### (4) 参加資格の審査および通知

提出書類により参加資格を審査し、その結果を令和7年6月12日(木)までに文書にて通知する。

### (5) 質疑

質疑は、以下の方法によることとする。

#### ① 受付期限

令和7年6月2日(月)午後5時まで

#### ② 質問方法

質問書(様式3)に質問事項を記載のうえ、電子メールまたはFAXにより提出

#### ③ メールアドレス: [gakkyu@city.higashiosaka.lg.jp](mailto:gakkyu@city.higashiosaka.lg.jp)

(例) 表題: 【小学校給食】提案に関する質問(事業者名)

※必ず提出後に電話で到着確認を行うこと。

### (6) 回答

① 参加資格に関する質問は、質問事業者に回答を電子メールまたはFAXにて回答する。

② 提案書に関する質問は下記回答日までに市ウェブサイトに掲載する。

回答日

令和7年6月5日(木)までに回答

その他

質問者の名称は非公表とし、質疑応答事項は本要領の追記事項として取り扱う。

### (7) 提案手続

**提出書類** (提出書類の返還は致しません。)

#### a 様式

- ・A4版縦型横書き両面印刷とし、提出書類番号ごとにわかりやすくページを分けて、ファイル等で一式にまとめて提出すること。
- ・ページ内に提出書類番号、書類名を明記すること。

- ・添付書類、各証明書は関連書類のすぐ後ろに添付すること。
- ・インデックスを添付し提出書類番号と書類名を記載すること。 (例：② 会社概要)

b 提出部数 15 部

1) 最初に2部

ア. 1部：提出書類番号①～⑦

イ. 1部：提出書類番号②～⑥業者名等が類似、推定されるものを一切表示していないもの（第3者契約先の書類、各証明書も同様に表示しない）

ア・イを応募・書類提出期間内に提出し、学校給食課の確認を受けること。（確認段階で提出する形で提出すること）

2) 確認後、後日 イ. の書類を13部提出すること。

c 提出書類番号及び書類名

①	提案書（様式4）
②	会社概要（様式5） 納税証明書 [法人税(国税：その1)及び法人事業税（都道府県税）の直近1年分] 原本を業者名表示の書類一式に添付
③	企画書（様式6） 御社独自様式でも構いませんが、評価基準、項目番号等を明示し、各項目1枚に収めること。
④	見積書（様式7） 消費税及び地方消費税を含む見積金額を記入すること。 指定する範囲内で見積り提示すること。
⑤	衛生管理マニュアル等 御社独自の衛生管理マニュアル、作業マニュアル等を添付すること。
⑥	損害賠償関係書類 生産物賠償責任保険証券（対物・対人）、3社契約先の会社概要（②と同様）及び納税証明書 [法人税(国税：その1)及び法人事業税（都道府県税）の直近1年分]：コピー可]、その他必要と認めるもの
⑦	従業員継続雇用促進に関する確認書（様式9）

(8) 提案書提出期限

提案書提出期限 令和7年6月19日(木) 午後3時まで  
提出方法 学校給食課に持参すること。  
提出場所 東大阪市教育委員会 学校教育部 学校給食課  
東大阪市荒本北1-1-1 東大阪市総合庁舎17階  
☎直通 : 06-4309-3276~7  
メールアドレス : [gakkyu@city.higashiosaka.lg.jp](mailto:gakkyu@city.higashiosaka.lg.jp)

(9) 現地見学会

日時	見学・集合場所
令和7年5月30日(金) 午後4時00分 現地集合	加納小学校

※見学・集合時間については、見学状況及び道路状況等により多少前後することがあります。

・留意事項

- ① 現地見学会参加希望業者は、現地見学会参加申し込み書(様式8)を、令和7年5月28日(水)午後5時までに学校給食課へ提出すること。(FAX、メール可) ※必ず提出後に電話で到着確認を行うこと。
- ② 調理室等に入場される方は、最近1か月以内の検便検査結果(検査項目:赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌)と清潔な衣服(白衣・帽子・マスク等)並びに調理用靴等を用意すること。
- ③ 施設の設備機器などには手をふれないようにすること。
- ④ 現地見学会開催日以外での施設見学はできません。
- ⑤ 見学時は、学校給食課職員の指示に従うこと。

(10) 東大阪市学校給食調理等業務(小学校)プロポーザル方式等事業者選定委員会の開催

選定に当たっては、東大阪市学校給食調理等業務(小学校)プロポーザル方式等事業者選定委員会(委員名簿は非公開)を設置して、厳正に審査する。

(ヒアリング審査)

日時 後日、書類審査における各案件上位3事業者に通知する。

7月中旬予定

場所 東大阪市総合庁舎(予定)

(11) 選定結果

選定後、結果は速やかに参加各社宛に文書で通知する。

## ＜選定スケジュール（予定）＞

実施要領の公表	5月23日（金）
現地見学会	5月30日（金） 申し込み期限5月28日（水）
質問期限	6月2日（月）
質問回答	6月5日（木）頃
参加申請	6月6日（金）
参加資格の審査および通知	6月12日（木）
応募・書類提出期限	6月19日（木）午後3時まで
ヒアリング通知	7月中旬頃（上位3社）
ヒアリング審査	7月23日（水）予定

## 8. その他

- (1) 各施設内の休憩室に事務室を設け、電話を設置し、必要に応じてFAX及びコピー機を設置すること。  
(設置等にかかる経費は、委託事業者にて負担すること。)
- (2) 委託する施設への配置社員は早期に決定し、事前研修を十分に行い、委託業務を円滑に開始すること。
- (3) 新たに正社員・パート社員を採用する際は東大阪市民を優先すること。  
ただし、委託対象施設がある学校に当該社員の子が通学していないことを条件とし、校区内に居住している者を採用する際は、慎重に判断すること。
- (4) 契約の締結にあたっては、食数などに変更が生じる場合があるので、契約書、仕様書、作業基準など、委託事業者と別途協議する。(但し、令和7年8月31日までの履行準備などに必要な経費の負担はできませんので、ご了承ください。)
- (5) 委託対象施設に関する問い合わせについては、施設に直接行うことなく、必ず学校給食課を通じて行うこと。
- (6) 契約締結後、学校給食開始日までに試し炊きを実施すること。  
献立、食数等は協議のうえ決定し、それにかかる食材費を負担すること。
- (7) 各学校及び調理施設は、敷地内禁煙とする。
- (8) 提案に係る経費については、すべて提案者の負担とする。